

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

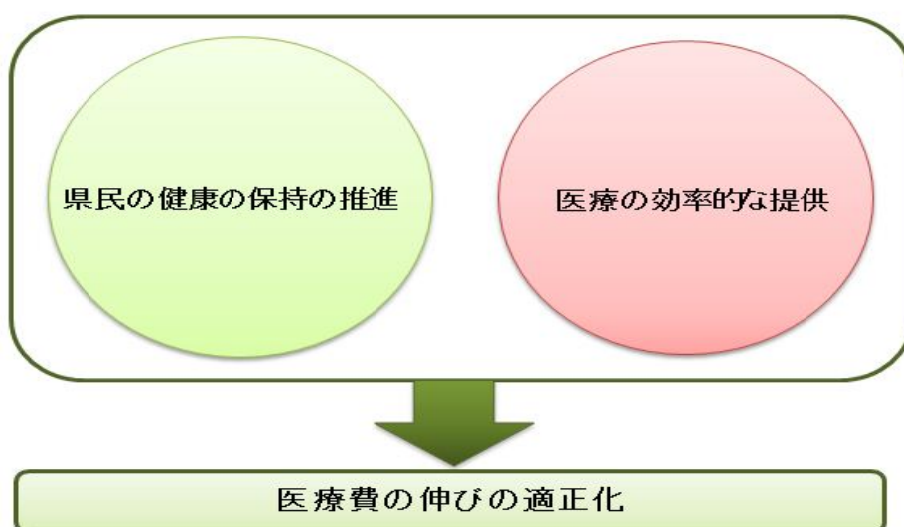
我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く環境が変化してきています。

特に、医療の高度化や急速な高齢化などにより医療費が増加する中で、国民の安全・安心の基盤である国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後、医療に要する費用（以下「医療費」という）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、国においては平成18年6月に「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」や「医療費適正化の総合的な推進」などを旨とする医療制度改革関連法が成立し、その一環として医療費適正化計画（以下「計画」という）に関する制度が創設されました。

計画は、厚生労働大臣が定める「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に沿って作成することとなっています。計画においては、政策の柱となる「住民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標を定めるとともに、目標の達成を通じて、その結果として医療費の伸びの適正化が図られることを目指すものとなります。



1 また、基本方針において、医療費の急増を抑えていくために重要な施策は、「住
2 民の健康の保持の推進」に関しては、若いときからの生活習慣病の予防対策を、
3 「医療の効率的な提供の推進」に関しては、病院・病床機能の分化・強化、在
4 宅医療の推進、医療と介護の連携強化を図ること等により、医療機関における
5 入院期間の短縮を目指すことが重要な政策として位置づけられています。

6 第1期計画においては、慢性期段階の入院に着目し、医療の必要性の低い高
7 齢者が入院する療養病床を介護保険施設等に転換することを、施策の中心に据
8 えて、医療機関における入院期間の短縮を図ることを目的にしましたが、平成
9 21年から22年に厚生労働省で実施された調査により、病床転換が進んでいな
10 いという実態が分かり、療養病床の機械的削減は行わないこととされました。
11 (介護療養型医療施設については、平成29年度末まで転換期限が延長されまし
12 た。)

13 しかし、一方で、医療費の適正化を進めるに当たっては、「住民の生活の質の
14 維持と向上を図る」ことが大前提であり、それを確保しつつ医療費の伸びを適
15 正化していくためには、国、県、市町がそれぞれの立場で、地域の実情を十分
16 踏まえた総合的な取組みを進めることが重要です。

17 以上のことを踏まえ、本計画は、国の基本方針に即しながらも、地域の実情
18 に基づく本県独自の取組みも盛り込んだものとします。

2 計画の位置づけ

県が作成する医療費適正化計画については、高齢者の医療の確保に関する法律において、以下のとおり規定されています。

(1) 計画期間 計画期間は5年とする。
(第2期計画は平成25年度から平成29年度まで)

(2) 計画に掲げる事項

- 一 住民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- 二 医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- 三 第二号に掲げる目標を達成するために県が取り組むべき施策に関する事項
- 四 第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- 五 県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- 六※ 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
- 七 計画の達成状況の評価に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項

(※六のみが国の基本指針において必須記載事項として定められた事項)

(3) 計画の公表

県は、計画を定め、又はこれを変更しようとする時は、あらかじめ関係市町に協議を行います。

県は、計画を定め、又はこれを変更した時は、遅滞なくこれを厚生労働大臣に提出するとともに、公表します。

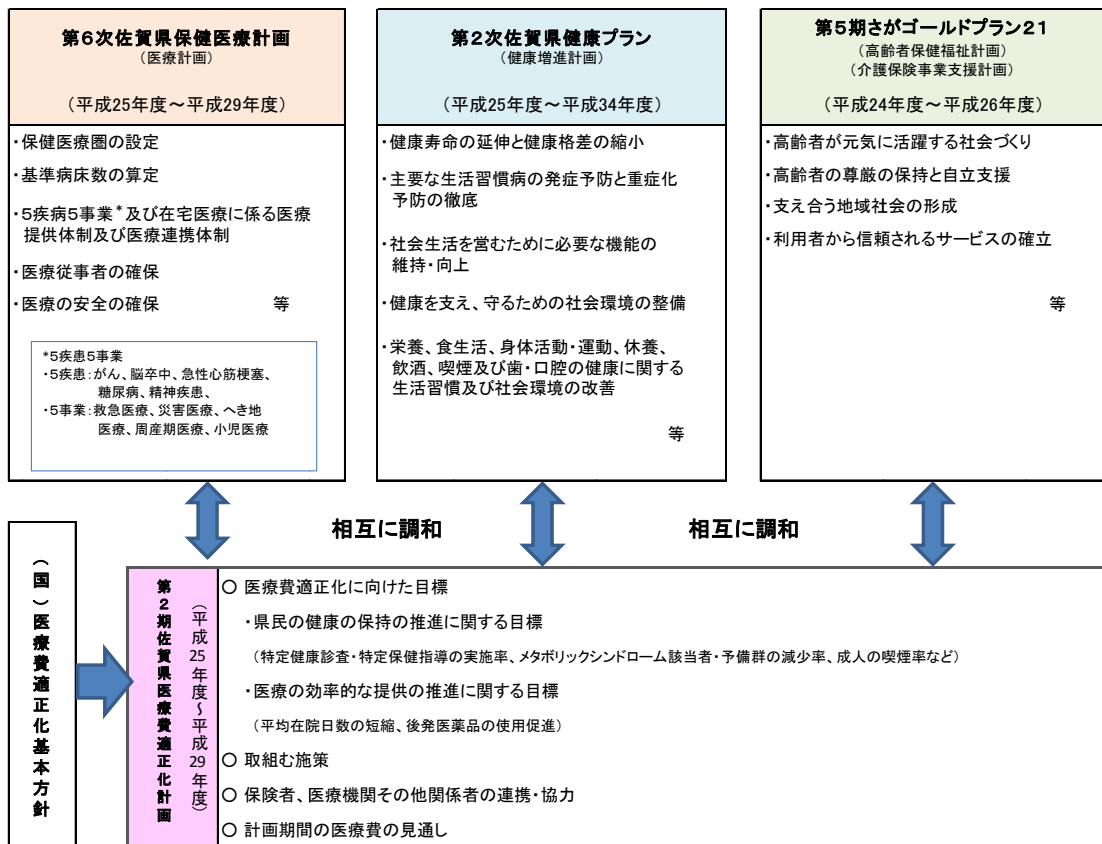
(4) 計画の進行管理

県は、目標の達成状況及び施策の実施状況について、計画の中間年度及び最終年度の翌年度に評価を行い、必要に応じて計画の見直し等に反映させ、その結果を公表します。

3 関係計画との関係

県が作成する医療費適正化計画については、「第6次佐賀県保健医療計画」（医療計画：医療法第30条の4第1項）、「第5期さがゴールドプラン21」（介護保険事業支援計画：介護保険法第118条第1項、及び高齢者保健福祉計画：老人福祉法第20条の9第1項）、「第2次佐賀県健康プラン」（健康増進計画：健康増進法第8条第1項）と密接に関連しており、これらの計画と調和が保たれたものとしします。

県における3計画と医療費適正化計画との関係



4 市町との連携

市町は、住民の健康の保持の推進に関しては、健康増進の啓発事業等を実施する立場であり、また、医療と介護の連携の推進に関しては、介護保険施設その他の介護サービスの基盤整備を担う立場の一つです。地域主権の観点からも市町が医療費適正化の推進に積極的に関わりを持つことが期待されています。

このため、医療費適正化計画の作成又は変更の過程においては、市町と協議を行うなど、目標を達成するために市町との連携に努めます。